

大洋リアルエステート 株式会社
代表取締役社長 堀内 正雄 様

株式会社三菱地所設計
取締役社長
小田川和男



御堂筋フロントタワー新築工事に係わる
御社からの問い合わせについて

この度、御堂筋フロントタワーの北側外装K〇パネルについて、2010年2月26日付内容証明郵便物文書にて当社の責任についてのお問い合わせを頂きましたので以下の通り御回答申し上げます。

まず本件につきましての経緯は次の通りです。

- ・経緯1：2008年7月1日付で確認申請書(BCJ08 本建確 059)を提出
K〇パネルに関する申請内容としては耐火認定番号(FP060NE-0076)とパネルのみの断面図を記入しております。
- ・経緯2：2008年7月10日付で確認済書(BCJ08 本建確 059)を受領
適正な内容として確認済書を受領しております。
- ・経緯3：2008年7月14日 新築工事着工
耐火構造認定品として提供されていた情報に基づき施工に着手致しました。
- ・経緯4：2009年12月24日 完了検査
設計監理者としては耐火構造認定品の仕様通りの製品が施工されたものと考えて(財)日本建築センターの完了検査を受検致しました。
- ・経緯5：2010年1月5日付で検査済書(BCJ09 本建完 151)を受領
耐火構造認定品の仕様通りの製品が施工されたものとして日本建築センターより検査済証を受領致しました。

上記経緯の後、耐火構造認定品として提供されていた情報(経緯1の耐火認定番号とパネルのみの断面図以外の情報)が誤りであることが2010年1月12日付の鹿島建設(株)から当社宛の報告により判明致しました。

詳細経緯は2010年1月21日付で開発業務受託者である三菱地所(株)様に御報告申し上げた通りです。【添付文書1、2】

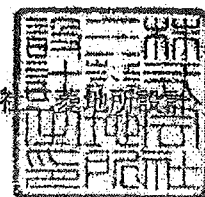
すなわち、当社としては確認申請から完了検査までの手続きは適正に行っており、設計監理者としての責務は果たしていたと考えております。

尚、当社としては耐火構造認定を満たす是正が必要と考えており、2010年1月18日付鹿島建設宛是正指示書【添付文書3】、及び2010年2月17日付鹿島建設宛是正工事計画書提出指示書【添付文書4】により鹿島建設に対して指示し、その旨を開発業務受託者である三菱地所に報告しております。

2010年1月21日

御堂筋共同ビル開発特定目的会社
開発業務受託者
三菱地所株式会社 御中

株式会社



御堂筋フロントタワー新築工事 外装KOパネルについての御報告

この度、御堂筋フロントタワーの外装について、耐火構造認定品と異なる仕様の製品が設置されていることが、2010年1月12日付の鹿島建設(株)から当社宛の報告により判明致しましたので御報告申し上げます。

本件北側の外装パネルにつきましては、建築基準法で定めるところの延焼の恐れのある部分にあたるため1時間耐火の外壁が必要であり、基本設計段階までは同条件を満たす押出成形セメント板を設計仕様としておりました。

2007年7月に基本設計図書による図面交付を行った際に、鹿島建設からバリューエンジニアリング(V E)提案としてKOパネル(両面鋼板張ロックウール保温板表張/鉄骨下地外壁)を耐火構造認定品の認定書と参考図面等と共に提案を受けました。

設計監理者として本V E提案を調査のうえ推薦した主な理由は以下の通りです。

- ・ 1時間耐火の大臣認定(認定番号FP060NE-0076)を取得した製品である。
- ・ 押出成形セメント板と耐火性能以外でも同等の性能を確保できる。
- ・ 開発業務受託者の要望である御堂筋北側からの見映えの向上を金属パネルの外装材により実現できる。
- ・ 一般的に単価としてはKOパネルは押出成形セメント板より高いが、同等コストで採用が可能である。
- ・ 鹿島建設による複数の実績がある。

これらの理由から設計監理者として開発業務受託者に推薦し、採用の御決定を頂きました。

工事に際しまして当社は、鹿島建設より提出されたKOパネル製作要領書および施工計画書にて工事監理を行っておりました。

ところが2010年1月12日に鹿島建設から、当該外装パネルの耐火構造認定の仕様と実際に設置されているKOパネルの仕様では、接合材及びパネル間の目地の仕様などが異なっていると指摘を国土交通省(以下、国交省)等より受けた、との報告がありました。

詳細な経緯につきましては【別紙1】の通りです。

現在、鹿島建設では国交省住宅局建築指導課、財団法人建材試験センター、大阪市等の関係当局に報告し対応策を協議中とのことでありますが、建築基準法に抵触する事態となった場合には鹿島建設の責任で是正を行うとの報告を受けております。【別紙2】

なお、是正方法やそれに要する期間などについては確認出来次第ご報告いたします。

以上

【別紙1】御堂筋フロントタワー新築工事 外装KOパネルに係わる経緯

・ 経緯1：2009年12月24日付鹿島建設からの報告書【添付資料1】

KOパネルの接合材（リベット）について、耐火構造認定で認められた鋼製ではなくアルミ合金製が使用されている疑いがあり、マグネット検査により一部の調査を行ったところ問題がなかったとの報告が鹿島建設（株）より（株）三菱地所設計宛にあった。

なお、12月25日に当社担当者は大阪にて当該建物の検査を行っていたため、鹿島建設より開発業務受託者である三菱地所（以下、三菱地所）宛に上記内容の報告を行うよう指示をした。

三菱地所設計は鹿島建設に対し、調査のサンプル数が少ないため全数点検の指示をした。

・ 経緯2：2010年1月12日付鹿島建設からの報告書【添付資料2】

（なお、1月8日付の調査報告書も併せて受け取った。）

2階から20階の乾式壁裏側の範囲を調査したところ、20階の入角になる1枚のパネル6本のリベットがアルミ合金製であることが判明したとの報告が鹿島建設より三菱地所設計宛にあった。同日、三菱地所設計と鹿島建設より上記内容を三菱地所宛に報告した。

その原因は、部分的な下地調整のために長いリベットを必要とし、新たにリベットを取り寄せ使用したところ、その素材が鋼製ではなくアルミ合金製であったことが調査により判明したとのこと。（添付資料2のP7/21～P8/21）

三菱地所設計は鹿島建設に対し、リベットの全数点検とアルミ合金製を鋼製に是正するよう指示した。

しかしながら、上記状況を鹿島建設にて国土交通省（以下、国交省）に報告に行ったところ、目地仕様についても認定仕様と相違点があることが指摘されたとの報告も受けた。（添付資料2のP2/21）

鹿島建設として添付資料2のP2/21上段図の「御堂筋フロントタワーの形状」が耐火認定仕様を満たしていると認識していたが、国交省より仕様が違っていると指摘され、認定取得者である岐阜折版工業（株）に詳細図を求めたところ、中段図の「大臣認定取得形状」という図が提出されたとのこと。本図を国交省と財団法人建材試験センターに持参したところ、再度仕様が異なると指摘を受けたとのことであった。

国交省等には守秘義務があり、本来の耐火構造認定仕様については認定取得者の了承なしには開示できないとの話であった。

三菱地所設計は鹿島建設に対し、認定取得者である岐阜折版工業から正確な詳細図を入手し、文書にて報告するよう指示した。

・ 経緯3：2010年1月14日付鹿島建設からの報告書【別紙2】

経緯1、2を含め、鹿島建設の責任において是正するとの報告があった。同日、三菱地所設計より上記内容を三菱地所宛に報告した。

・ 経緯4：2010年1月18日付鹿島建設からの調査報告書の抜粋【添付資料3】

（なお、1月13日付の調査報告書も併せて受け取った。）

リベットについて全数確認をしたところ、塔屋階のKOパネルについて14枚分（合計308箇所）のリベットにアルミ合金製が使用されているとの報告が鹿島建設より三菱地所設計宛にあった。同日、三菱地所設計より上記内容を三菱地所宛に報告した。

その原因は、塔屋のパネル高さが基準階よりも大きく下地厚さが厚いため、設置済みの鋼製リベットの長さが充分であることの確証を持たず、追加でより長いリベットを取り寄せ使用したところ、その素材が鋼製ではなくアルミ合金製であったことが調査により判明したとのこと。（添付資料3のP6/7～P7/7）

三菱地所設計は鹿島建設に対し、上記経緯を踏まえ改めて目地の仕様を含め耐火構造認定の仕様通りに是正するよう指示した。

2010年1月18日

鹿島建設株式会社 関西支店
御堂筋フロントタワー新築工事作業所
所長 茅野 毅 殿

株式会社三菱地所設計大阪支店
工事監理者 北島 宏治



御堂筋フロントタワー新築工事
外装（KOパネル）の是正指示書

標題工事の北面・西面に使用されております外装（KOパネル）の接合材及び目地について、耐火構造認定の条件を満たしていないことが判明したため、本来の耐火構造認定を満たすよう是正を指示します。

調査結果報告書及び是正工事に伴う施工方法、工期について文章にて至急提出願います。

合わせて是正方法が法的条件を満たしていることを文章にて提出願います。

以上

2010年2月17日

鹿島建設株式会社 関西支店
御堂筋フロントタワー新築工事作業所
所長 茅野 毅 殿

株式会社三菱地所設計大阪支店
工事監理者 北島 宏治



御堂筋フロントタワー新築工事に係わる
是正工事計画書の提出指示について

2010年2月10日付で貴社より開発業務受託者宛に提出された「御堂筋フロントタワーにおける外装K0パネル是正工事着工承諾願い」について、工事の基本的な内容は確認出来るものの詳細については明確ではありません。

開発業務受託者が、工事箇所の将来のメンテナンス性や耐久性についての判断を当社に求めております。その判断を行うに足る施工箇所全般に渡った計画図、施工図を兼ね備えた詳細な是正工事計画書の提出を指示します。

以上